

# 国分寺自治会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 1 回覧板回付等区域内の住民相互の連絡及び区域内の振興に関すること
- 2 環境衛生及び防犯及び福利厚生に関すること
- 3 集会施設の維持管理に関すること
- 4 社会福祉向上に関すること
- 5 青少年の健全育成に関すること
- 6 文化向上及び体育の振興に関すること
- 7 会員の教養及び地位向上に関すること
- 8 防災に関すること

### (名称)

第2条 本会は、国分寺自治会と称する。

### (区域)

第3条 本会の区域は、薩摩川内市国分寺町3296番地～6669-30番地までと、御陵下町5033番地～6327番地までの区域とする。

### (事務所)

第4条 本会の事務所は、鹿児島県薩摩川内市国分寺町6614番地に置く。  
2 前項の事務所は、国分寺自治会館（以下「自治会館」という。）と称する。

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とし、活動を容易かつ徹底させるため、区域内を20班に分ける。

### (会費)

第6条 会員の世帯主は、総会において別に定める会費を加入日から納入しなければならない。

### (入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

### (退会等)

第8条 会員が次の各号に1に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

## 第3章 役員

### (役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名

- (2) 副会長 1名
- (3) 女性部長, 文化部長, 体育部長, 育成部長 各1名
- (4) リサイクル推進員 3名
- (5) 健やか支援アドバイザー 2名
- (6) 班長 20名
- (7) 監事 2名
- (8) 相談役 1名

2 本会に必要な場合は, 役員以外の会員から会長が指名した者により特別委員会を設けることができる。

#### (役員を選任)

**第10条** 役員は, 総会において, 会員の中から選任する。

2 監事と会長, 副会長及びその他の役員は, 相互に兼ねることはできない。

3 役員年齢は, 最高75歳までとする。但し, 文化・体育部長は概ね50歳までとし, 班長は各班に一任する。

#### (役員の職務)

**第11条** 会長は, 本会を代表し, 会務を総括するとともに, 自治会館管理者の職務を兼ねるものとする。

2 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは, その職務を代行するとともに, 次に掲げる事務を掌理する。

(1) 自治会文書の収受及び配付に関すること。

(2) 会費の徴収に関すること。

(3) 予算及び決算その他本会の財務に関すること。

3 部長は, 会長を助け, 次の各号に掲げる部の区分に応じ, 当該各号に掲げる業務を掌理する。

(1) 女性部 会員の福祉増進及び女性の教養向上に関すること。

(2) 文化部 会員の教養・文化の向上に関すること。

(3) 体育部 会員のスポーツ・レクリエーションの向上に関すること。

(4) 育成部 児童・生徒の指導・育成及び防犯灯の管理に関すること。

4 リサイクル推進員は, 本会の資源ごみ回収又はリサイクル活動における分別指導を担当する。

5 健やか支援アドバイザーは, 会員の健康状態の確認及び指導を担当する。

6 班長は, 次に掲げる事務を担当し, 高齢者等に係る見守り協力員を兼ねるものとする。

(1) 班内会員からの会費の徴収に関すること。

(2) 自治会文書その他回覧文書の回付等に関すること。

(3) 前号に掲げるほか, 班内の会員相互の連絡調整に関すること。

7 監事は, 次に掲げる事務を担当し, 特に必要があると認めるときは, 会長に対し, 総会の招集を請求することができるものとする。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長, 副会長及び各部長等の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務の執行状況に関し, 総会で報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは, 総会の招集を請求することができる。

8 相談役は, 後任会長の任期の間, 会長の各種相談の任に当たる。

9 特別委員会の委員は, 会長が諮問した事項について, 一定期間調査・研究するものとする。

#### (役員任期)

**第12条** 役員任期は, 1年とする。但し, 再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は, 前任者の残任期間とする。

3 役員は, 辞任又は任期満了の後においても, 後任者が就任するまでは, その職務を行わなければならない。

#### (手当及び旅費)

第13条 役員に対しては、予算の範囲内で手当を支給することができる。

2 本会を代表して業務連絡等のため会員が出張したときは、必要により旅費を実費支給することができる。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度3月末日までに開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたととき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第7項の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第22条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第23条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

**第25条** 役員会は、監事及び相談役を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

**第26条** 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

**第27条** 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員<sup>2</sup>の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

**第28条** 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

**第29条** 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

**第30条** 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費及び寄附金
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる使用料
- (5) 市からの補助金等その他の収入

(資産の管理)

**第31条** 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

**第32条** 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

**第33条** 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

**第34条** 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出を出すことができる。

(事業報告及び決算)

**第35条** 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

**第36条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ薩摩川内市長の認可を受けなければ変更することはできない。

### (解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

### (残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第8章 雑則

### (備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

### (委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

### 附 則 (※法人認可のため全面改正)

1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から翌年3月31日までとする。

### 附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。(※第9条=福祉部長の廃止)

### 附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。(※第5条=班を19班から20班へ増設)

### 附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。(※平成16年10月12日の薩摩川内市誕生に伴い、第2条=「公民会」を「自治会」へ、第4条=「川内市」を「薩摩川内市」へ名称の変更)

### 附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。(※第13条=「健康づくり推進員・在宅福祉アドバイザー」の名称が「健やか支援アドバイザー」へ変更)

### 附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。(※産業部長の廃止、会長・副会長の職務整理、育成部長に防犯灯管理事務の追加、リサイクル推進員・健やか支援アドバイザーを役員としての職務明示、班長へ見守り協力員の兼務明示等に伴う関係条項の整理変更)

### 附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。(※リサイクル推進員の員数改正3名以内)

### 附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。(※第10条=役員年齢上限を70歳から75歳に変更)